

議 会 運 営 委 員 会 理 事 会 記 録

令和 7 年 6 月 1 9 日（木）①

杉 並 区 議 会

目 次

議会運営委員会理事会の会議記録について	3
議案等審査結果報告について	3
陳情審査結果報告について	3
本会議の日程について	4
一般質問における除斥の取扱いについて	4
杉並区議会個人情報の保護に関する条例（案）について	1 0
(1) 政策法務担当からの助言及び条例（案）の修正について	1 0
(2) パブリックコメント及び検察庁協議について	1 1

議 会 運 営 委 員 会 理 事 会 記 録

日 時	令和7年6月19日（木） 午前9時30分～午前9時56分					
場 所	第3・4委員会室					
出席理事 （8名）	理 事	脇 坂	たつや	理 事	矢 口	やすゆき
	理 事	山 田	耕 平	理 事	ひわき	岳
	理 事	中 村	康 弘	理事代理	ブランシャール明日香	
	理 事	田 中	朝 子	理 事	安 斉	あきら
欠席理事 （1名）	理 事	奥 山	たえこ			
理事以外の 出席議員	議 長	木 梨	もりよし	副 議 長	川原口	宏 之
出席理事者	（なし）					
事務局職員	事 務 局 長	秋 吉	誠 吾	事 務 局 次 長	村 野	貴 弘
	庶 務 係 長	田 口	昌 実	議 会 法 務 係 長	武 士	清 亮
	議 事 係 長	蓑 輪	悦 男	担 当 書 記	橘 川	敦 江

(午前 9時30分 開会)

脇坂理事 これより議会運営委員会理事会を開会いたします。

なお、奥山理事が欠席しておりますので、代理でブランシャール議員が出席をしております。

《議会運営委員会理事会の会議記録について》

脇坂理事 初めに、議会運営委員会理事会の会議記録ですが、6月4日の1回分について事前に各理事にお送りしていますが、この内容で御承認いただけますでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

脇坂理事 それでは、御承認いただきましたので、本日から公開の扱いといたします。

《議案等審査結果報告について》

脇坂理事 次に、議案等審査結果報告について、事務局から説明をお願いします。

事務局次長 資料1を御覧ください。令和7年第2回定例会委員会付託議案等審査結果でございます。

総務財政委員会、議案第42号から第45号、議案第54号から第57号、第62号、以上9議案については原案を可決すべきものと決定。

区民生活委員会、議案第46号、以上1議案については原案を可決すべきものと決定。

保健福祉委員会、議案第47号及び第48号、議案第58号及び第59号、以上4議案については原案を可決すべきものと決定。

都市環境委員会、議案第49号及び第50号、以上2議案については原案を可決すべきものと決定。

文教委員会、議案第51号から第53号、以上3議案については原案を可決すべきものと決定。

懲罰特別委員会、田中ゆうたろう議員に対する懲罰の件については戒告の懲罰を科すべきものと決定。

以上でございます。

脇坂理事 ただいまの説明について、何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

脇坂理事 それでは、本会議において議案審査報告書等を御確認願います。

《陳情審査結果報告について》

脇坂理事 次に、陳情審査結果報告について、事務局から説明をお願いします。

事務局次長 資料2を御覧ください。令和7年第2回定例会委員会付託陳情審査結果でございます。

都市環境委員会、7陳情第10号、以上の陳情については趣旨採択すべきものと決定。
以上でございます。

脇坂理事 ただいまの説明について、何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

脇坂理事 それでは、本会議において陳情審査報告書を御確認願います。

《本会議の日程について》

脇坂理事 次に、本会議の日程について、事務局から説明をお願いします。

事務局次長 この後、午後1時から本会議を開会。会議録署名議員は、15番井口えみ議員、44番大和田伸議員。日程は、各委員会の議案審査報告、採決。各委員会の陳情審査報告、採決。その後、田中ゆうたろう議員に対する懲罰の件を上程。本人除斥により退場。懲罰特別委員会の審査報告。田中議員から一身上の弁明の申出があったため、議会が許可した場合は、田中議員の入場を認め、一身上の弁明。終了後、退場、討論、採決。委員会の決定どおり戒告の懲罰を科すことに決定した場合は、田中議員の入場後、起立を命じ、懲罰の宣告、議長から戒告文を朗読し、懲罰の事案は終了。閉会中の継続審査、継続調査。

発言通告が出されております。ほらぐちともこ議員、田中ゆうたろう議員に戒告の懲罰を科すことについて反対討論。

以上でございます。

脇坂理事 ただいまの説明について、何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

脇坂理事 それでは、ただいま説明のとおりですので、よろしくお願いいたします。

《一般質問における除斥の取扱いについて》

脇坂理事 次に、一般質問における除斥の取扱いについてです。

6月4日の田中ゆうたろう議員の一般質問において、懲罰特別委員会で審査中の懲罰事件に関する発言があり、同日開催した理事会で対応を協議したところです。改めて一般質問における除斥の取扱いについて事務局に調べてもらいましたので、説明をお願いします。

事務局次長 資料3を御覧ください。一般質問における除斥の取扱いについてまとめた資料でございます。

1に記載したとおり、懲罰事件の審議が終了していない状況で、懲罰事犯者が一般質問において自身の懲罰事件に関して理事者に質問をすることが除斥に関する規定等に照らし、問題がないかどうか、確認をしました。

なお、参考に、別紙として、本会議録一般質問の該当部分を抜粋した資料をお配りしています。本記録は未定稿であり、正式な記録ではない旨、御承知おきください。

資料3にお戻りください。2には、地方自治法第117条の規定を記載してございます。下線部のとおり、議員は、自己の一身上に関する事件については、その議事に参与することができないと規定されており、実際の運用では、除斥対象として議場等からの退席を求めています。

一般質問に除斥の適用があるか否かについては、3に記載したとおり、見解が分かれているところでございます。(1)の議会運営質疑応答集によれば、除斥は、議会意思の決定に至る一連の議事は参与させないということであって、一般質問の場合は除斥の対象にならないという結論が示されています。一方、(2)の地方財務実務提要によれば、地方自治法第117条の規定により除斥の対象となり、当該事件について一般質問することはできないとされています。

なお、全国市議会議長会からのヒアリング内容は、(3)に記載のとおりでございます。一般質問における除斥の適用の有無について、双方の見解があることは認識している。全国市議会議長会としては、(2)地方財務実務提要のとおり、一般質問であっても除斥の適用はあると考えている。仮に一般質問に除斥の適用がないと考えると、一般質問で懲罰に関する質疑を許すことになり、除斥制度の趣旨を滅却することになる。議事に参与することができないとの法の趣旨に照らして、一般質問であっても参与できないとの見解でございます。

4には、今回の事案への対応に関する課題を記載しています。

1点目、除斥対象の事案に関する一般質問の今後の運用についてですが、3に記載したとおり、見解が分かれている中、今後、同様の事案が生じた際の杉並区議会としての対応についてルール化するか否かを含め、御協議いただければと思います。

2点目、本事案の記録の取扱いについてですが、発言の取消しや記録の取扱いは、最終的に議長の御判断によるものではございますが、1点目の課題と併せて御協議いただければと思います。

なお、議長からは、事案が生じた際に統一的な見解がなかったことなどから発言取消

しは行わない方向で考えているが、理事会での協議を尊重して判断したいと伺っております。

説明は以上でございます。

脇坂理事 それでは、ただいまの説明を踏まえ、課題について協議をしたいと思います。

今、事務局からは課題ということで、この資料3の中の4番、(1)、(2)ということで2つ挙げられているところでございますけれども、御意見等がございましたら、よろしくお願いいたします。

山田理事 詳細に調べていただいてありがとうございました。やはり統一的な見解がないという状況だと思うんですけれども、この理事会なりで議会運営委員会の申し合わせ事項などに、こういったことについても検討した上で、ルールを記載する必要があるのかなというふうには考えているところです。今回、田中議員の発言については、こういった統一的な見解がない下で行われているということですので、その対応については、私としてはもう議長に一任するほかないかなというふうに考えているところです。

以上です。

安斉理事 調べていただいてありがとうございました。3番の各種見解ということで、これがどういうふうに解釈されるのかというのが分かれているということです。ちょっと私の思っているのは、やっぱり議員の発言というのは非常に重たいので、しかも本会議場の発言なので、そこについて制限をかけるとか、そういう話になると、すごいやっぱり重要な、重大な話になっていきますので、法の解釈も調べていただいた限りでは2通り、いいと悪いというのがあって、仮にこういうことについて、田中ゆうたろうさんの話なので、今回の懲罰の話も裁判に訴えるとか、そういう話もされていて、実際にはどうなるか分かりませんけれども。彼がまたこの一般質問についても、杉並区議会には制限をするんだということになるのであれば、仮に裁判か何かに出た場合に、これもまた問題になると、発言について制限をかけるということなので、ですから、この辺はやっぱり慎重な対応を私はする必要があるのかなと思います。仮に裁判になって勝てればいいんですけれども、勝てないとなっちゃうと、不当な扱いをされたという話になって、杉並区議会というのは開かれてちゃんと議論ができる場じゃないんじゃないかというふうになりかねないので、これは、だから、私はイデオロギーとかそういう問題じゃなくて、議員の発言権というのが保障されているわけなので、そこも含めてやっぱり慎重に考えなきゃいけないと思います。

それと、これだけ重要な話なので、私どもは1回会派に持ち帰って、会派の話を聞かないと、私は幹事長ですけれども、これだけ重要な話は全ては責任を負えませんので、

ちょっとこの場では判断がつきかねるということでございます。

以上です。

脇坂理事 ちなみに、安斉理事、2点目の記録の取扱いについても見解があれば、併せて今お聞きをしたいと思います。

安斉理事 出ないとなっちゃうと、やっぱりもうそのまま行くしかないんじゃないかなと思います。最後は、議長がどうなさるかという話に——私は議長ではないので——なるのかもしれませんが、議長もやっぱりそういうようなリスクがあるということを考えていただいて、最後、御対応されることがいいのかなと。そもそもルールがなかったんで、そういう形になるわけで、今後どうするかという未来の話はまだいろいろできるんですけども、ただ、今の段階で何かやったときにリスクがあるということだけは、ちょっと議長の判断で一定程度はいろいろできますけれども、そういうリスクがあるということを踏まえた上で、最終的に議長の判断をしていただければいいのかなというふうに思います。

田中（朝）理事 いろいろ調べていただいて本当にありがとうございました。今、安斉理事がおっしゃったように、見解が分かれているということですから、これだというふうにはいかないのだと思いますけれども、今、議員の発言というのはすごく重いものだということがありました。私もそのとおりだと思いますけれども、ただ、やっぱりあーいった一般質問とか公の場で言うてはいけないことというのは今でもあるわけですね。差別的な文言とか、そういうのはあるわけですから、ですから、これも、今後こういうことがまた起こるかどうかわかりませんが、ただ、1回起こったわけですから、やっぱり今後のことは、対応はしっかり決めて考えていかないといけないかなというふうには思います。発言権はあって重要だとは思いますが、ただ、何でも言うていいというふうには絶対ならないと思いますので、やはりこれに関しても、今後の運用、こういうことが起こったらどうしたらいいかというのはするべきだと思います。

それから、2番の本事案の記録の取扱いについては、難しいところではありますけれども、私も議長一任でいいと思います。

ひわき理事 事務局のほうでいろいろ調べてくださってありがとうございました。今、理事の皆さんの意見を聞いていましたけれども、私も山田理事の考えとほとんど同じです。議員の発言というのは、安斉理事からも重いものだというふうに御指摘もございました。私ももちろんそのとおりだと思っているんですけども、地方自治法の第117条の除斥に、法的に抵触するかどうかというところがやっぱり論点になっているということなので、法的な観点から、そこが抵触してはいけないという解釈もあるわけで、きちんとこ

れは今後、その法解釈をこの杉並区議会の中でどう適用していくのかというのは、ちょっと時間をかけてしっかり慎重に議論しなければいけないかなというふうに思っています。なので、理事会の場などで今後、議論をしていくべき、ちょっと時間がかかるものだろうなと思っておりますので、今後の運営については、そういう形で考えていければいいのかなというふうに思っています。

そういうふうに時間がかかるものだとも思いますので、今回の一般質問の事案については、その記録の取扱いやはりこの場では多分判断ができないので、議長の御判断にお任せするのが適当かなというふうに思っております。

以上です。

中村理事 まず、今後のルールづくりに関しては、やっぱり必要ではあるんですけども、難しいところは程度問題、どこまでの範囲を認めるのか。例えば以前、当議会でも、議員御自身が経営される施設の議案に関して、本人が除斥するとかしないとかという問題がありました。その議員は、一般質問でその施設全般に関して一般質問しちゃいけないのかといたら、そんなことなくがんがんやられていましたよね。その辺のところのどこまでを線引きするのかというところが非常に難しいという問題がありますけれども、ただ、これからしっかり議論して詰めていくべき課題かなというふうに思っております。

2点目に関しては、皆さん、ほかの理事の方もおっしゃるとおり、今の段階では明確なルールが定まっていないという状況の中では、もうこれは、本会議でも議長が発言の留保をされていたので、精査するという旨をおっしゃっていただいたので、議長で御判断いただければというふうに思っております。

以上です。

ブランシャール理事代理 まず、詳細に調べていただきましてありがとうございます。シスターフッド杉並といたしましても皆様の見解に大体近いんですけども、やはりこれは過去になかったケースということで慎重に審査しなくてはいけないということ、それから安斉理事がおっしゃったように、発言権は尊重されなくてはいけないということも一理あると思います。そして、ひわき理事がおっしゃっているような法的な観点から、やはり抵触するのとかしないのかということ、それから程度の問題ということも鑑みなくてはいけないと思いますので、やっぱりこれはしっかり議論していくべきだと思います。

私も今、ピンチヒッターでここに座らせてもらってしまして、会派としてももう一度ちゃんと話をさせていただく時間をいただければなと思っています。

2番に関しましては、記録の取扱いですが、こちらは精査をしていただいて、議長に一任ということでよろしくお願いいたします。

矢口理事 まずはいろいろとお調べいただきましてありがとうございます。もう皆様もお話しいただいているとおりではあるんですけども、まず、4の(1)については2種類の見解があるというところで、安斉理事もお話しされたように、皆さんもお話しされたように、やっぱり議員の発言というところをルールをつくることによって縛る、萎縮させてしまうというところは本筋から外れるのかなと思うと、そのルールづくりも含めて、本当にルールにすべきなのか、ある意味、皆の共通認識としてやっていくのか、そういうところも含めて慎重な議論をしていかなければいけないかなというふうに思っております。

今回の件、(2)のほうですけども、こちらはやはり最終的には議長の判断によると思います、リスクも踏まえて、こういったところで発言したことに対する発言の記録を取り消すだったりリスクを伴うことではありますので、議長判断によるところも多いかなと思いますが、一度我々も会派のほうでももんでみたいと思います。

以上です。

脇坂理事 それぞれ各理事から御意見をいただきましてありがとうございます。まず1つ目の今後の運用についてのルールづくりについては、様々難しいことが予想されるというような意見が多くあったと思います。会派のほうでそれぞれお持ち帰りいただくことになると思いますけれども、例えば山田理事が発言をされたように、ルールといっても、例えば会議規則の中に盛り込むと、それこそ議決をしなければならないですけども、例えば申し合わせ事項に入れるのであれば、議会運営委員会の決定であり、それについてはあくまでも申合せということになりますので、そういった運用が可能なのかですとか、そういったところのレベルも含めて、各会派でできるかできないかということを検討していただけたらというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

(2)につきましては議長に一任するというので、先ほど事務局の説明の中では、発言取消しは行わない方向で考えているということでは言っていましたけれども、何か御発言がございましたら、一言どうぞ。

木梨議長 いろんな御意見を伺いましたけれども、この件については、やはりいろいろ見解が分かれておりますので、私自身も慎重に考えてやっていきたいなというふうに思います。

以上です。

脇坂理事 先ほどは発言取消しを行わない方向でというふうに聞いておりましたけれども、もう一度少しお願いいたします。

木梨議長 具体的には、今いろいろ見解が分かれている中でございますので、やはりそれ

を取り消したりするということは今の段階ではなかなか難しいんじゃないかなというふうに思っておりますので、今後、そういう意味で慎重に扱っていきたいと思います。

以上です。

脇坂理事 では、この件についてはよろしいでしょうか。

《杉並区議会個人情報の保護に関する法律（案）について》

(1) 政策法務担当からの助言及び条例（案）の修正について

脇坂理事 次に、杉並区議会個人情報の保護に関する条例（案）についてです。

初めに、政策法務担当からの助言及び条例（案）の修正について、事務局から説明をお願いします。

事務局次長 5月14日の理事会終了後に政策法務担当へ標記条例の案文を送付し、法制執務上の確認を依頼したところ、6月12日付で回答がございましたので、御報告いたします。

資料4を御覧ください。総務部長名での回答書ですが、2枚目以降に条例案に対しての助言が記載されています。これを受けて、資料5のとおり条文の修正等をまとめたので、併せて御覧ください。

資料5の1、政策法務担当課の技術的助言を踏まえた修正（案）でございますが、表の左の欄に修正後の条文、真ん中の欄に修正前の条文、右の欄に修正理由を記載してございます。修正については、いずれも表記上、法律の表現と一致させるなど適切な文言に変更するもので、意味合いが変わるものではないことを確認しています。

資料5の4ページを御覧ください。条例案について3点助言が付されており、助言の内容とそれに対する考え方を記載しています。

1点目、附則第2項において杉並区議会情報公開条例の改正を行うことについて。一般に、附則において他の条例を改正できるのは、その条例の制定や改正等に伴って、当該他の条例の改廃が必要となった場合に限られるところ、2本の条例に分けて改正することも考えられるとの助言がございました。情報公開請求において審査請求があった場合の議長の意見聴取先を、杉並区議会情報公開推進委員会から杉並区情報公開・個人情報保護審査会へ変更する改正は、当然に必要な改正ではないものの、保有個人情報の開示請求等について審査請求があった場合に、同審査会に諮問することとの整合性を図るものであり、本条例の制定に伴うものであると言えるので、現行案のとおりとします。

2点目、杉並区情報公開・個人情報保護審査会等への諮問について。議長が執行機関の附属機関に諮問し、答申を受けることとする規定を置くことは、議会に附属機関を置

くことと実質的に同じであると評価される懸念があり、地方自治法の規定との整合性に十分配慮する必要がある。また、議長が行う裁決に際し、区長が委嘱する委員により構成される杉並区情報公開・個人情報保護審査会への諮問を義務づけることは、議会の自律性を尊重する旨からも慎重な検討を要するのではないかな等の助言がございました。執行機関の附属機関に諮問するという規定については、議運理事会でも既に検討し、確認、合意を取っており、総務省の助言等を受けて、全国市議会議長会が作成した条例（例）に準拠しているものであり、区長部局における個人情報の取扱いとの整合性を取ることで、第三者性の確保の観点や、他区の状況等を勘案し、現行の案どおりといたします。

3点目、杉並区情報公開・個人情報保護審査会の調査権限について。審査会が議長に対し公開決定等に関わる情報の提示を求めた場合、議長はそれを拒んではならないこととしているが、執行機関の附属機関が議長に対し、ここまでの調査をできるとしてよいかは、議会の独立性も踏まえ、改めて確認するよう助言がございました。議長は、審査庁として同審査会に諮問することになるため、審査会の公平な調査審議のために、区長等と同様に、審査庁たる議長に情報提供の求めに応じる義務を課すことは適当であると考えています。

説明は以上でございます。

脇坂理事 ただいまの説明について、何かございますか。——それでは、この件については、この後開催の議会運営委員会でも確認することといたします。

(2) パブリックコメント及び検察庁協議について

脇坂理事 次に、パブリックコメント及び検察庁協議について、事務局から説明をお願いします。

事務局次長 資料5、4ページの3、パブリックコメントについてを御覧ください。この後開催の議会運営委員会において条例案について了承をいただきましたら、区民等から条例案への意見を募集するために、本年8月1日から9月1日まで、記載のとおりパブリックコメントを実施する予定でございます。

次に、検察庁協議についてでございますが、本条例案は、個人情報保護法が直接適用される執行機関との取扱いと差異が生じないように、罰則を伴うものとなっています。罰則規定に基づき実際に審査、起訴を行うのは区ではなく、最終的には地方検察庁となるので、罰則を伴う条例を制定するには、地元の地方検察庁との事前協議が必要とされています。こちら議会運営委員会において条例案について了承いただきましたら、東京地方検察庁に条例案等を送付し、協議を進めてまいります。

説明は以上でございます。

脇坂理事 ただいまの説明について、何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

脇坂理事 それでは、説明のとおりですので、よろしくお願いいたします。

日程は以上ですが、ほかに何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

脇坂理事 なければ、議会運営委員会理事会を閉会いたします。

(午前 9時56分 閉会)